

「長野県生活排水対策 P R キャラクター『めぐるん』」の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県の生活排水対策の広報を目的とした「長野県生活排水対策 P R キャラクター『めぐるん』」(以下「めぐるん」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「めぐるん」とは、別紙デザインシートに掲げるイラスト及び、立体化などしてこれを展開したもの、並びに「めぐるん」の写真及び動画(以下「イラスト等」という。)とする。着ぐるみの貸出については別に定める規程による。

(「めぐるん」に関する権利)

第3条 「めぐるん」に関する一切の権利は、長野県生活排水広報委員会に属する。

(使用の制限等)

第4条 「めぐるん」を使用できる場合とは、生活排水対策の広報目的(公益目的(非営利))の使用で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときとする。なお、委員会への許諾は不要とする。

- (1) 長野県生活排水広報委員会の構成団体が使用するとき
- (2) 国および地方公共団体が使用するとき
- (3) 国および地方公共団体が構成員となっている団体が使用するとき
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (5) 県が主催又は共催となって実施するイベント等で使用するとき

(使用料)

第5条 「めぐるん」の使用に係る使用料については、無料とする。

(事務)

第6条 この規程に関する事務は、長野県環境部生活排水課が行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、「めぐるん」を使用する場合の取扱い等について必要な事項は、長野県生活排水広報委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年6月17日から施行する。

別紙

